

◆不申告加算金制度の見直しについて

(1) 高額な無申告に対する不申告加算金割合の引上げについて

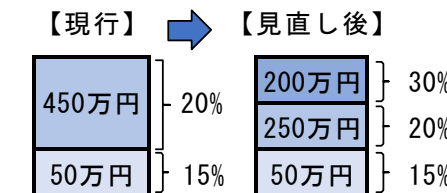
令和 5 年度税制改正により、令和 6 年 1 月 1 日以後に提出期限が到来する申告書について、無申告かつ納付すべき税額が 300 万円を超える場合は、300 万円を超える部分に対する不申告加算金の割合を 30%に引上げることとなりました。

【不申告加算金の割合】

納付すべき税額	50 万円以下	50 万円超 300 万円以下	300 万円超
現 行	15%	20%	
見直し後	同上	同上	30% (※)

※ 但し、納付すべき税額が 300 万円を超えることについて、納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。

見直し後のイメージ
(納付すべき税額が 500 万円の場合)



(2) 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する不申告加算金等の加重措置について

以下の①に該当する納税者が②にも該当する場合、決定する不申告加算金又は不申告加算金に代えて課す重加算金(以下「特定不申告加算金等」といいます。)の割合に 10%加重することとなりました。

- ① 前年度及び前々年度に法人事業税について特定不申告加算金等を徴収されたことがある場合又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合
- ② 無申告行為を行った場合で、特定不申告加算金等を決定する場合

◆ 特定ガス供給業及び一般ガス供給業に係る課税方式の見直しについて

令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、ガス供給業のうち、特定ガス供給業及び一般ガス供給業について法人事業税の課税方式が見直されました。改正後の税率等は下記のとおりです。

(1) 法人事業税

① 特定ガス供給業

法人事業税額 = 収入割額 + 付加価値割額 + 資本金割額

区 分	税率 (%)	
	標準税率	超過税率
収入割	0.48	0.519
付加価値割	0.77	0.8085
資本金割	0.32	0.336

② 一般ガス供給業(資本金 1 億円超の普通法人)

法人事業税額 = 所得割額 + 付加価値割額 + 資本金割額

区 分	税率 (%)	
	標準税率	超過税率
所得割	(1.0)	1.18
付加価値割	—	1.26
資本金割	—	0.525

※ () 内の税率は、兵庫県では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。

③ 一般ガス供給業(資本金 1 億円以下の普通法人等)

法人事業税額 = 所得割額

区 分		税率 (%)		
		標準税率	超過税率	
所得割	適用法人 軽減税率	年 400 万円以下の所得	3.5	3.75
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得	5.3	5.665
		年 800 万円を超える所得	7.0	7.48
	軽減税率不適用法人	7.0	7.48	

※ 一般ガス供給業を行う特別法人に係る法人事業税等の税率については、裏面 3 及び 4 と同様の税率を適用します。

★ 特定ガス供給業とは...

ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業であってガス事業法に規定するガス製造事業者(特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。)である法人が行うものをいいます。

★ 一般ガス供給業とは...

ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業(特定ガス供給業を除く。)をいいます。



兵庫県マスコットはばタン

(2) 特別法人事業税

- ① 特定ガス供給業：基準法人収入割額 × 税率 (62.5%)
- ② 一般ガス供給業(資本金 1 億円超の普通法人)：基準法人所得割額 × 税率 (260%)
- ③ 一般ガス供給業(資本金 1 億円以下の普通法人等)：基準法人所得割額 × 税率 (37%)

◆ 地方税関係書類の押印義務の見直しについて

令和 3 年 4 月 1 日以後に提出する地方税関係書類について、提出者等の押印を求めているものについては原則、押印を要しないこととされました。

これにより、法人県民税・事業税に係る申告書や異動届等についても原則、押印が不要となりました。

兵庫県 の法人県民税、法人事業税、特別法人事業税および地方法人特別税の税率について

1 法人県民税均等割(県民緑税を含む)

法人の区分等		平成18年4月1日以後に開始する事業年度
公共法人、公益法人等 など		年 22,000円
上記以外の法人	1千万円以下	年 22,000円
	1千万円超1億円以下	年 55,000円
	1億円超10億円以下	年 143,000円
	10億円超50億円以下	年 594,000円
	50億円超	年 880,000円

「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等など」に該当するのは、以下の法人です。

- (1) 公共法人(法人税法別表第一に掲げる法人)
公益法人等(地方税法第24条第5項に規定する法人)
・同法第25条第1項の規定により均等割を課することができないものを除きます
・公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます
- (2) 収益事業を行う人格のない社団等
- (3) 一般社団法人・一般財団法人
- (4) その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除きます)

2 法人県民税法人税割

区分	税率(%)			
	令和元年10月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	
	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率
法人税割	1.0	1.8	3.2	4.0

標準税率は、以下の法人に適用されます。

<法人県民税法人税割>

資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年2,000万円以下の法人

<法人事業税>

資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年7,000万円以下(平成28年3月11日までに終了する事業年度は5,000万円以下)、収入金額課税法人については、収入金額が年5億6,000万円以下(平成28年3月11日までに終了する事業年度は年4億円以下)の法人

3 法人事業税

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)				
			令和4年4月1日から令和5年3月31日までに開始する事業年度		令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度		
			標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	
所得金額課税法人	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所得割	適用減税率 年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.3	5.665	5.3	5.665
			年800万円を超える所得	7.0	7.48	7.0	7.48
		軽減税率不適用法人(注1)					
特別法人 (法人税法別表三に掲げる 協同組合等及び医療法人)	所得割	適用減税率 年400万円以下の所得	3.5	3.75	3.5	3.75	
		年400万円を超える所得(注2)	4.9	5.23	4.9	5.23	
		軽減税率不適用法人(注1)(注2)					
収入金額課税法人	電気供給業<小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。>、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人	収入割		1.0	1.065	1.0	1.065
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 (資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団法人・一般財団法人を除く))	所得割	適用減税率 年400万円以下の所得	—	—	(0.4)	0.495
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	—	—	(0.7)	0.835
			年800万円を超える所得	—	—	(1.0)	1.18
		軽減税率不適用法人(注1)	(1.0)	1.18			
		付加価値割	—	1.26	—	1.26	
資本割	—	0.525	—	0.525			

※()内の税率は、兵庫県では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

(注1)軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有する資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人です。

令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、外形標準課税法人は軽減税率の適用対象外となりました。

(注2)特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。【平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度分:5.895%(標準税率5.5%)】

【令和元年10月1日以後に開始する事業年度分:6.095%(標準税率5.7%)】

4 特別法人事業税・地方法人特別税

課税標準	対象法人	税率(%)		
		【特別法人事業税】 令和元年10月1日から 令和5年3月31日までに 開始する事業年度	【地方法人特別税】 平成28年4月1日から 令和元年9月30日までに 開始する事業年度	
基準法人所得割額	外形標準課税適用外法人	普通法人	37	43.2
		特別法人	34.5	
	外形標準課税法人	260	414.2	
基準法人収入割額	収入金額課税法人	30	43.2	

※基準法人所得割額(基準法人収入割額):地方税法の規定により標準税率で計算した法人事業税所得割(収入割)額をいいます。

●電気供給業のうち小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に係る法人事業税・特別法人事業税の税率については兵庫県ホームページを、ガス供給業のうち特定ガス供給業に係る法人事業税・特別法人事業税の税率については裏面又は兵庫県ホームページをご確認ください。

●上記以外の事業年度に適用される税率については、お近くの県税事務所にお問い合わせください。